

## 株式会社ひのき 特別チャンネル契約約款 光サービス集合住宅一括加入の居住者（特別加入者）用

株式会社ひのき（以下「当社」という）と、当社が行う特別チャンネルのサービス提供を受ける光サービス集合住宅一括加入の各住戸居住者（以下「特別加入者」という）との間に結ばれる契約は、以下の条項によるものとします。

（当社の行う業務）

第1条 当社は特別加入者に次の業務を提供します。

- ①基本利用料金以外にセットトップボックス（以下「STB」という）を使用して別料金で視聴できる特別チャンネルを有線により再放送する業務（ただし、ここでいう STB とは当社が貸与したもの、または当社から購入したものに限りです）
- ②上記業務に付帯する業務

（契約の単位）

第2条 契約は光サービス集合住宅一括加入の各住戸の居住者（各世帯）毎に行います。

（契約の成立）

第3条 特別加入者が加入申込書を提出し、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。ただし本契約の基本となる光サービス集合住宅一括加入者が光サービス集合住宅一括加入契約を遵守していることを前提とし、光サービス集合住宅一括加入者が光サービス一括加入契約を解除、一時停止、業務違反による停止等を行った場合には、当社は特別加入者に対しても業務を停止します。

（STB 利用について）

第4条 特別加入者は、業務の提供を受けた日から別表の料金表に従い STB 利用料金を当社が指定する期日までに指定する方法により当社に支払うものとします。この場合当社は請求書および領収書は発行しません。

- (2)STB 利用料金のうち、特別チャンネル視聴の申込みは STB 毎、チャンネル毎、月毎の契約とします。
- (3)経済環境の変動に伴い STB 利用料金を改定することがあります。
- (4)当社が設定した STB 利用料金の中には NHK の放送受信料（衛星放送受信料を含む）は含まれておりません。
- (5)当社が設定した STB 利用料金の中には WOWOW の契約料、放送受信料は含まれておりません。視聴を希望する特別加入者は別途 WOWOW と所定の受信契約が必要となります。
- (6)当社は STB を利用するにあたり、当社からの貸与、購入に関わらず最低利用期間を設定します。最低利用期間は STB を設置した日から 6 か月間とし、最低利用期間内に解約した場合は別表に定める STB 違約金を当社に支払うものとします。
- (7)STB 利用料金の支払いは第4条に準じ、改定は第4条(3)に準ずるものとします。
- (8)特別加入者は責任をもって STB およびその付属品を管理、保管、使用するものとし、故意または過失

による STB およびその付属品の破損、紛失などが発生した場合にはその相当額を当社に支払うもの  
とします。

(9)通常使用により当社が貸与した STB に故障が生じた場合は当社の保守責任とします。ただしリモ  
コン用の電池交換（電池を含む）の費用は加入者が負担するものとします。

(10)特別チャンネルの視聴を解約するのに伴い STB の使用を停止する場合には当社に STB およびその付  
属品を返納するものとします。

(11)STB 利用にあたっては、当社は以下の付属品を併せて加入者に貸与するものとします。

○デジタル放送用 IC カード（以下「B-CAS カード」という）

○デジタルケーブルテレビ用 IC カード（以下「C-CAS カード」という）

(12)B-CAS カードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ  
（以下「B-CAS」という）の「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。

(13)C-CAS カードは当社の所有とし、C-CAS カードを必要とする加入者に STB 1 台につき 1 枚の C-CAS カ  
ードを当社より貸与するものとします。

(14)当社は必要に応じて加入者に C-CAS カードの交換または返却を請求できるものとします。

(15)当社の手配以外での STB および付属品のデータ追加、改ざんは固く禁止し、それらが行われたこと  
による当社および第三者に及ぼされた損害、利益の損失等はすべて加入者が賠償するものとします。

(16)STB を貸与された加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意する  
ものとします。

（遅延利息）

第 5 条 特別加入者が料金の支払を支払期日より遅延した場合は、別表の料金表に従い遅延回数分の督  
促手数料および年率 14.6%の遅延損害金を支払期日の翌月支払日までその期間に応じて当社に  
支払うものとします。

（特別加入者の業務違反による停止および契約解除）

第 6 条 特別加入者が利用料金の支払遅延等、本契約に違反する行為があった場合には、当社は当社の  
業務を停止します。またその際当社は当社設備を撤去する場合があります。この場合特別加入者  
は別表に定める設備撤去費を当社に支払うものとします。撤去に伴い加入者が所有もしくは占  
用する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、加入者においてその費用を負担するものと  
します。

（放送内容の変更および業務の一時停止）

第 7 条 当社はやむを得ない事情があるときは放送内容を変更できるものとします。また維持管理の必  
要上、業務の提供を一時的に停止することができるものとします。この場合当社は一切の責を負  
いません。

(2)当社は天災事変等、当社が責を帰することのできない事由による業務の停止に基づく損害の賠償に  
は応じません。

(約款の改正)

第8条 当社は総務大臣に届け出た上で、この約款を改正できるものとします。

(定めなき事項)

第9条 この契約約款に定めていない事項あるいは疑義が生じた場合は当社および加入者はお互いに誠意をもって協議の上、円満に解決にあたるものとします。

(当社の契約とは別途に契約すべき事項)

第10条 特別加入者は当社との契約とは別途に、番組供給会社との契約が必要な場合があります。

(個人情報等の利用)

第11条 当社は業務の提供に関連して知り得た加入者の個人情報（以下「個人情報」という）を以下の利用目的の範囲内で利用します。

- ①放送サービス（付帯する業務を含む）を提供すること、および放送サービス（付帯する業務を含む）の内容をより充実したものにする事。
- ②特別加入者に有益と思われる放送サービス（付帯する業務を含む）、当社または提携先の商品・サービスに関する情報を提供すること。
- ③特別加入者から個人情報の取扱いに関する同意を得る等、特別加入者への連絡の必要が生じた場合に連絡すること。
- ④利用状況や利用環境などに関する調査を実施すること、および当社内の関連部門に報告、連絡すること。
- ⑤放送サービス（付帯する業務を含む）のサービス向上等の目的で、アンケート調査等による個人情報の集計および分析等を行うこと。
- ⑥前号の集計および分析により得られたものを、個人を識別または特定できない態様で第三者に開示または提供すること。

(個人情報等の開示と提供)

第12条 当社は以下の場合、個人情報を本人以外の第三者に対し開示、提供することができるものとします。

- ①特別加入者の同意を得た場合。
- ②裁判官の発布する令状により強制処分として捜索、押収がなされる場合、その他法令の規定に基づく場合。
- ③人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、特別加入者本人の同意を得ることが困難な場合。
- ④前条の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合（個人情報を適切に管理するよう契約等により義務付けた業務委託先または提携先に委託する場合に限る）
- ⑤放送サービス（付帯する業務を含む）の料金に関する債権・債務の特定、支払および回収に必要と当

社が判断した場合。

(2)当社は特別加入者からの申し出により、放送サービス（付帯する業務を含む）の提供に関する業務に支障のない範囲で、これらの個人情報の照会、修正、利用・開示の中止および利用・開示の再開に応じるものとします。

（付則）

- ①当社は特に必要があるときは、本約款に特約を付すことができるものとします。
- ②この契約約款は平成 29 年 7 月 1 日から施行します。

（約款の制定、変更に関する記載）

平成 17 年 4 月 1 日 光サービス契約約款 制定  
平成 17 年 6 月 1 日 施行  
平成 18 年 12 月 1 日 改正（STB 取扱開始に関する変更ほか）  
平成 21 年 5 月 1 日 改正（特別利用料金の一部改定）  
平成 22 年 4 月 1 日 改正（HT 取扱終了に関する変更ほか）  
平成 22 年 5 月 1 日 改正（特別利用料金の一部改定）  
平成 24 年 7 月 1 日 改正（特別利用料金の一部改定）  
平成 29 年 7 月 1 日 改正（特別利用料金の一部改定ほか）

(別表／特別加入者)

料金表 (消費税別)

1. STB 利用料金 (STB 毎)

- スタートプラン (地上波デジタル、BS デジタルのみ) 月額 600 円
- ベーシックプラス ノーマルタイプ 月額 2,800 円
- ベーシックプラス 録画タイプ 月額 3,500 円
- ベーシックプラス 買取タイプ 月額 2,400 円

2. STB 初期登録料 (STB 毎、設置時のみ) 5,000 円

3. STB 解約違約金 (最低利用期間内、STB 毎) 5,000 円

4. STB 特別利用料金 (STB 毎、チャンネル毎)

- スターチャンネル (1・2・3のセット) 月額 2,300 円
- フジテレビ NEXT HD 月額 1,000 円
- 衛星劇場 月額 1,800 円
- 東映チャンネル 月額 1,500 円
- J SPORTS 4 月額 1,300 円
- J SPORTS 4 HD 月額 1,500 円
- M Net 月額 2,000 円
- M Net HD 月額 2,300 円
- V☆パラダイス 月額 700 円
- AT-X 月額 1,800 円
- AT-X HD 月額 1,800 円
- SPEED チャンネル 月額 900 円
- グリーンチャンネル (1・2のセット) 月額 1,200 円
- WOWOW (加入者が WOWOW に直接支払) 月額 2,300 円
- プレイボーイチャンネル 月額 2,500 円
- レインボーチャンネル 月額 2,300 円
- ミッドナイト・ブルー 月額 2,300 円
- パラダイステレビ 月額 2,000 円
- レッドチェリー 月額 2,300 円
- ゴールドエンアダルトセット  
(レインボーチャンネル、ミッドナイト・ブルー、パラダイステレビ) 月額 3,000 円
- プレイボーイセット  
(レッドチェリー、プレイボーイチャンネル) 月額 3,000 円
- 釣りビジョン HD 月額 1,200 円
- アクトオン TV 月額 500 円
- 囲碁将棋チャンネル 月額 1,400 円

○ディズニーチャンネルセット 月額 696 円

○TBS チャンネル1 月額 600 円

○テレ朝チャンネル1 月額 600 円

○テレ朝チャンネル2 月額 600 円

○ホームドラマチャンネル 月額 550 円

○キッズステーション 月額 739 円

○日経 CNBC 月額 900 円

#### 5. 諸手数料

○STB パスワード解除手数料（解除処理毎） 200 円

○その他の手数料 1,000 円

○督促手数料（口座自動振替） 1 回につき 200 円